

## 2

# 昼間・夜間、一運行、1日の考え方

交替運転者の配置基準では、夜間及び昼間の一運行の距離・時間と1日の距離・時間について基準を定めています。ここでは、夜間・昼間、1運行、及び1日の考え方について以下のとおり、整理しています。

## (1) 昼間・夜間の考え方

夜間ワンマン運行・昼間ワンマン運行の定義は以下のとおりです。

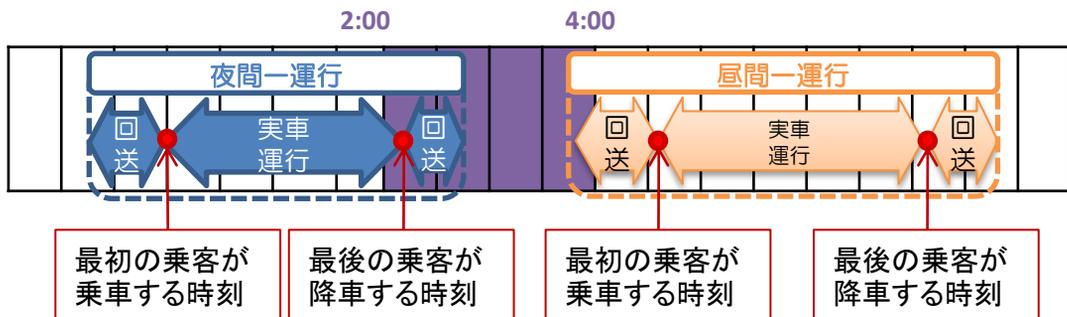
夜間ワンマン運行:最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻(運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻)が午前2時から午前4時までの間にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。

昼間ワンマン運行:夜間ワンマン運行に該当しないワンマン運行をいう。

①午前2時から午前4時までの時刻をまたぐワンマン運行は夜間ワンマン運行です。



②最初の乗客が乗車する時刻若しくは最後の乗客が降車する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行とは、**実車運行区間の一部が午前2時から午前4時までの間にある運行**をいいます。



## (2) 一運行の考え方

一運行の定義は以下のとおりです。

一運行:1人の運転者の1日の乗務のうち、回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて1つの夜間ワンマン運行とみなす。

①回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行とします。

○終始、1名の運転者が運転する場合



○途中で乗り継ぎを行う場合



※右図のとおり、途中の交替地点において運転者Aが乗務を終了(降車)し、運転者Bが乗務を開始(乗車)する場合(乗継ぎを含む運行の場合)は、運転終了・運転開始をもって、それぞれの一運行とします。

② 1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とします。

○実車運行中以外で1時間以上の休憩



○実車運行中に1時間以上の休憩



※「直前及び直後の回送運行があるとき」とは乗客から隔離された環境で休憩を取得する必要があるという趣旨であり、同環境で休憩すればその前後の運行を別運行とします。そのため、不必要に回送運転を行う必要はありません。

③ 2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合、上記②の1時間以上のまとまった休憩を挟んでも、これらの連続する運行を合わせて一つの夜間運行とします。



※1日の合計実車距離の上限は、原則600kmまで(3. (4)参照)、1日の運転時間の上限は原則9時間まで(4. (2)参照)であることに注意してください。

## (3) 1日の考え方

1日の定義は以下のとおりです。

※1日の拘束時間については勤務時間等基準告示において13時間(延長する場合でも16時間(15時間超えは週2回まで)までとされています。

1日: 始業から起算して24時間をいう。

※1日の合計実車距離及び1日の運転時間の考え方については、それぞれ3. (4)、4. (4)を参照してください。

①始業から起算して24時間を1日とします。

